

四万十川流域生態系ネットワーク推進協議会

規約（改正案）

（目的・名称）

第1条 四万十川流域において、多様な主体が連携・協働し、自然環境を保全・再生するとともに、生態系ネットワークの形成により地域活性化を図るための取組の推進を目的として、「四万十川流域生態系ネットワーク推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務局）

第2条 協議会の事務局は、国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所計画課に置く。

（協議事項）

第3条 協議会の協議事項は、以下のとおりとする。

- 一 四万十川流域の生態系を指標とした魅力的な地域づくり・人づくりに関すること
- 二 四万十川流域の生態系の保全、再生に関すること
- 三 四万十川流域における生態系ネットワーク形成の効果的推進に関すること
- 四 その他、第1条の目的を達成するために必要な事項

（組織等）

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。

- 2 委員の任期は、委員就任の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第5条 協議会の運営、進行、及び招集は事務局が行う。

- 2 協議会は、委員の1／2以上の出席をもって成立する。なお、委員が協議会に出席できない場合は、代理出席を認める。
- 3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

（ワーキング）

第6条 協議会規約の第3条に掲げる事項を具体的に推進するために、課題に関する検討を行うワーキングを置くことができる。

- 2 ワーキングは、必要事項について経過及び結果を協議会に報告するとともに、事務局の支援を受けて実施する。
- 3 ワーキングの検討事項、構成等は必要の都度、関係者・関係機関等により定めるものとする。

（会議の公開）

第7条 協議会の会議は原則として公開とする。ただし、生物の保護上または個人情報の保護上、支障がある情報の公開については原則、委員限りとする。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、第5条に規定する協議会の会議の同意を経て定める。

附 則

この規約は、令和元年１２月２５日から施行する。

この規約は、令和７年１月２８日から施行する。

四万十川流域生態系ネットワーク推進協議会委員名簿

所属等	役職
四万十市	市長
四万十市教育委員会	教育長
四万十市区長会	会長
中村商工会議所	会頭
一般社団法人 四万十市観光協会	会長
一般社団法人 中村青年会議所	理事長
四万十つるの里づくりの会	会長
四万十川自然再生協議会	会長
高知野鳥の会	会長
国土交通省 中村河川国道事務所	事務所長